

A. M. イネス著「貨幣とは何か？」（上）

訳者 楊 枝 嗣 朗

(What is Money? by A. Mitchell Innes,
in *The Banking Law Journal*, May 1913, pp.377-408)

【訳者解題】

イネスの貨幣論は、クナップ『貨幣国定学説』（1905年）とともに、ケインズや昨今メディアを賑わせている L. R. レイらの計算貨幣論を基軸とする貨幣起源論のベースになっていることは明白であるため、ケインズ等の銀行通貨、信用貨幣についての理解とも付合すると見なれがちである。しかしながら、銀行通貨を「それ自身本来の貨幣に対する便利な代替物」であり、「国家の負う債務を表わすもの」とみなし、さらには「今日のたいていの銀行券および中央銀行預金さえもが、・・・国家貨幣として分類される」（『貨幣論』、『ケインズ全集』第5巻所収、小泉明、長澤惟恭訳、東洋経済新報社、1981年、6頁）と主張するケインズや、それに従うレイらの信用貨幣論は、イネスやクナップのそれとは似て非なるものである（第9回ケインズ学会全国大会、於、明治大学、2019年11月30日での報告「信用貨幣と国家貨幣—MMT批判に寄せて—」参照されたい。レジュメは学会ホームページに掲載されている）。

イネスやクナップの貨幣論は、わが国では長くメタリズム貨幣論が支配的であったがため、取り上げられることが少なかったこともあって、上記のような誤解が払拭されないまま、内生的信用貨幣説と外生的国家貨幣説とを矛盾の無いものとして統一して理解しようとする試みさえ見られる。

クナップは以下のように述べている。「銀行券は国家が発行したものではない。・・・夫は常に国家の支払要具に属するものではない・・・併し銀行券は国家によらず銀行によって創造せられ、而して取引上に用いられる—夫は国家的発行の性質を有っていない。」「其れ自身国家的貨幣ではない。」

「不換銀行券も存在する。故に本質的なことは、銀行が其銀行券を支払要具として受領する義務を負へることである。」「銀行は自己に対する支払になお銀行券を受取る。／ 故に銀行券の普遍的本性は決して支払約束ではない。」さらに、預金通貨＝「振替支払」においては貨幣の「表券性は拒否されている。」「国家は只最も普通で最も古い支払団体である」が、銀行券や振替支払（＝預金通貨—引用者）は、「国家的貨幣に対する価値単位と関係なく独立」した「支払組合」の「価値単位」から創造されたものであって、表券的国家貨幣の箇片の「充用は国家領土に制限せられている」のに対して、「私的な支払制度」における「支払団体は国家を超越することさえ出来る。」（クナップ『貨幣国定学説』宮田喜代蔵訳、岩波書店、大正11年、51, 184-5, 202, 206, 211頁）

したがって、「貨幣は法制の創造物である・・・，寧ろ貨幣は国家の法律構成的活動の創造物，従って法律政策の創造物なり」と断定し、国家に「受容」されるや、銀行券も振替支払も「国家的貨幣に成る」、あるいは「受容なる特殊の法律行為によって国家の貨幣に引き上げられる」と言われる意味は、それら私的支払要具が国家的支払団体と一体化し、国家的支払要具と同一の根拠で流通するということではない。「国家の立場より考察すれば、支払要具債務はその時々支払要具にて支払われるべき債務」であり、「自己発生的貨幣が存在するという疑ひなき事実」からも、「貨幣の概念は拡大せられている。」（同上、14, 18, 50, 185-186頁）すなわち、国家鑄貨や国家紙幣等の表券的国家貨幣と銀行券や振替支払等の貨幣性の発生根拠は異にしており、国家の受容に由り国家貨幣と成るとは、国家の法律政策、国家統治の観点から、それらでの民間や国家への支払がともに債権債務を清算し、債務者を債務から解放する支払要具として承認するということである。国家鑄貨、国家紙幣、銀行券、預金通貨等の流通根拠は同一ではない。商人たちが支払手段として自生的に創造してきた銀行券や預金通貨が、国家の受容に由って初めて流通できるようになったというものでもない。事実、中世から近代初期にかけて、約束手形や為替手形等の商業手形の流通拡大に伴い、債権債務関係の拡大を支えたそれらの譲渡性や流通性を、紆余曲折を経て国家は承認せざるを得なかったし、また、先ず預金銀行での振替支払、ついで小

切手、銀行券での民間や国家への支払決済等々も、資本主義的貨幣制度の生成発展の結果、国家統治の観点から債務者を債務から解放するという社会的規範を、国家は承認してきたのである。而も、国家自身もそれらなくして、必要な資金調達も不可能であり、また自らの支払決済自体を遂行できないこともあって、積極的に国家は裁判や法令等々で「自生的貨幣」の存在を承認し、受容してきたのである。したがって、私的支払要具である信用貨幣と国家的支払要具であるソヴリン・マネーの優先劣後構造は明白であった。

かくして、預金通貨や銀行券が支払手段として積極的に容認され、クナップの言う「国家貨幣」(国家が承認した貨幣の意)にされることによって、内生的信用貨幣が外生的表券的国家貨幣と同一化するといった事態が生まれるわけでも、国家債務の発行には、内生的に何らの制約がないといった事態が将来されたわけでもないことは言うまでもない。

クナップの以下の断定からも彼の主張は明瞭である。資本主義的貨幣制度生成についての詳細な考察は見られないものの、「貨幣国定学説」についての誤解は払拭されねばならない。「吾々が既に劈頭に於て喝破したる如く、全支払制度は法制の創造物である。吾々は今やこれに付加して、その国家的なると私的なるとを問わず、団体における法制の創造物であると言ふ。簡単に解すれば此命題は、支払制度は統治的現象であると曰ふ。・・・統治現象—吾々は支払制度をかく呼ぶ—は団体内に形成する価値単位の概念と最も密接に結びついて居り、且此概念なくしては考へられることは出来ない。然るに支払制度は、素材測定制なくして、素材発生的貨幣なくして、更に自己発生的貨幣さえなくして、即ち汎ゆる貨幣なくして可能であると謂うことが出来る——併し価値単位を譲り渡す何等の施設なくしては支払取引は不可能である。而して振替取引は此等の施設の内にて考へ得べき最終のもの^{の如くである。}」(同、218頁、下線は引用者)

イネスの詳細な見解は以下の翻訳に譲るが、イネスやクナップらは、中央銀行通貨を国家債務と見る見解を拒否しているし、また中央銀行通貨の法貨規定にも反対であった。国家鑄貨や国家紙幣等のソヴリン・マネーの貨幣性と、信用貨幣である銀行通貨の貨幣性の根拠は大きく異なると見ていた。ところが、「銀行貨幣は、とくに為替手形や外国旅行者の信用状の形をとった

ものとしては、ほとんど本来の貨幣と同じくらい長い期間にわたって存在してきた。」(ケインズ『貨幣論』, 16頁)というように、ケインズは債務証書と信用貨幣を峻別することなく、為替手形や信用状をも銀行通貨と見做しているため、そのような理解を持つことが出来なかった。それに同調して、レイもまた、「貨幣は、交換手段として役立つと立つまいと、未来から現在に購買力を移転する、単に債務である。かくて商業手形は、交換手段として役に立たなくとも十分に貨幣と言っている」と主張する (*L. R. Wray, Money and Credit in Capitalist Economies*, 1990, p.13)。

彼らの貨幣理解は、イネスやクナップのそれとは大きく異なる。債務から直ちに銀行通貨=信用貨幣が発生するとみて、債務証書と信用貨幣を峻別することないケインズやレイらと、資本主義的信用貨幣制度の生成を念頭に、何故に銀行は一覧払債務を創造し、貸し付けることが出来るかを説き、「信用が貨幣である」と理解するイネスとは、鋭く対立する。

「信用 credit, ただ信用のみが貨幣である。金でも銀でもなく、信用こそがすべての人が追い求めている資産であり、その獲得がすべての商業の目的であり対象である。」「われわれすべては債権者にも債務者にもなる。債務者としてわれわれは、次に招来する同額の債務を認める債務証書を債権者に手渡すことで、自分に対する債務を清算する。・・・/ これこそが商業の基本的法則である。債権債務の絶えざる創造と、相互の決済による債権債務の消滅が、商業の全メカニズムを形作っているものであり、それは極めて単純なことであり、理解できない者は皆無であろう。/ 私の知る限り、債務者に債務支払いを金や銀、あるいは何らかの他の商品で支払うことを強制する法律は存在しないし、存在もしなかった。」「貨幣とは信用である。信用以外の何ものでもない。Aの貨幣は、Aに対するBの債務である。そして、Bが彼の債務を支払うと、Aの貨幣は消え去る。これが貨幣の理論の全てである。/ 債務と債権は、お互いに絶え間なく接触しようとしている。そこでそれらはお互いに清算されるのであって、それらを集中集積し合うのが銀行の仕事である。」「銀行を介して債権と債務が絶えず行き来し、銀行はそれらを自らの下に集め、債務が満期になったら清算決算するのである。これが銀行の行っている事柄の核心 (science of banking) のすべてであり、キリスト以

前の3000年前も、今日も銀行が行っていることは同じである。エコノミストたちの間に見られる共通した誤解は、銀行が元々、金銀の安全な保管所であって、預託者が必要な時にはいつ何時でも引き出すことが出来ることと考えることである。この考えはまったくの間違いであり、古代の銀行を調べれば、すぐに分かることである。」(Innes, “What is money ?”, in *The Banking Law Journal*, May 1913, pp.402, 403-404)

ここには“銀行業の science”が遺漏なく述べられている。債権債務の集中と集積、銀行口座での支払決済の遂行にこそ、銀行業の本来の業務がある。銀行は預金銀行業として生成し、債権債務を集中し、支払決済を遂行する貨幣取扱業務、すなわちペイメント・システムの提供を本来の業務としており、このことを基礎に銀行信用を貸付けうるのである。この点、商業銀行であろうと中央銀行であろうと変わりはない。ここに銀行信用が展開し得る根拠がある。即ち、両替業・預金銀行業における預金振替業務の遂行によって、彼らの一覧払債務が決済機能＝絶対的貨幣機能を獲得する社会的規範が形成されてくる。このことを前提に銀行は自らの一覧払預金債務を貸し付けることが出来るのである。中世預金銀行の生成以来、銀行業の核心的業務は、貸付ではなく、支払決済システムの提供であり、そのペイメント・システムの展開が銀行信用の貸付を生んだのであった。

かくて、預金通貨の生成は、銀行券発行に先行する。その後、約束手形や為替手形の譲渡性、流通性の広がりとその社会的規範化が進むにつれ、国家の統治政策の必要から、国家によってそれらが承認されるようになってくる。銀行券は、貸付創造された預金通貨から主要には一般流通の取引手段として引き出されたものである。信用貨幣はあくまでも無から信用創造されたものであって、ケインズの言うような「便利な代替物」ではないし、何らかの準備金を背景に創造されたものでもない。(拙著『イギリス信用貨幣史研究』、九州大学出版会、1982年、第3部「イギリス産業革命期の信用貨幣」、同『貨幣・信用・中央銀行—支払決済システムの成立—』、同文館出版、1988年、第8章「銀行信用論—方法と展開—」参照)

ケインズやレイらの銀行通貨論は、銀行信用のこのような構造の理解を欠如している。彼らは、銀行業をまず貸付機関と捉え、現金の貸付から、つい

でその代替物たる銀行券の貸付を説こうとし、その基礎にあるペイメント・システムを見ることがない。逆である。まずペイメント・システムの生成があり、それを基礎に貸付が行われうるのである。したがって、振替決済、預金通貨が先にあり、そのことから銀行券発行が行われるようになる。

このような銀行信用の構造、即ち、預金銀行の一覧払債務の絶対的貨幣化やそれを基礎に行われる一覧払債務の貸付＝信用創造、更には預金通貨と銀行券の関連については、40年以上も前からイギリス銀行史の分析を通じて繰り返し論じてきたが、なかなか理解を得られなかった。しかし、いまでは、少数ながらも、同様な見解が散見される。

M. コーンは次のように論じている。「工業化以前のヨーロッパの金融システムの主要な動力は、貸付それ自体ではなく、支払決済である。・・・工業化以前のヨーロッパのふたつの主要なイノベーションである預金銀行と為替手形は、この必要に対処するために発展したのであった。貸付は元々、ペイメント・システムへの付加物 adjunct として発展したのであって、その後、他の諸機能へと拡大したのであった。」「例えば、1456年から1459年、ジェノヴァの一銀行は、為替手形で海外から160,000リーブルを受領したが、そのうち現金払いはたった7.5%にしかすぎず、残りの92.5%は銀行内決済であった。」(Meir Kohn, "Bills of Exchange and the Money Market to 1600," Department of Economics, Dartmouth College, Hanover, NH 03755, Working Paper 99-04, February 1999, p. 21, Id, "Payments and the Development of Finance in Pre-industrial Europe," Working Paper 01-15, Nov. 2001, p. 1)

レインやミュラーによると、「ベネチアの銀行家の約束書は転々流通する紙券通貨の形を取ってこなかった。代わりに、銀行家の帳簿に記載された彼らの債務金額は、債権者から他の債権者へと口頭指図で振替えられていた。コインは主に少額取引で使われ、銀行信用は大額の商業取引や政府取引で最も広範に使われる貨幣形態であった。／ いまや一般的に合意されるようになったが、真実の銀行業は貨幣貸付やあるいは質屋業からではなく、両替業務から生成発展したのである。」「中世や近代初期のヨーロッパの諸市場では、銀行と彼らが創造した支払手段は、取引を仲介し促進する上で重要な役割を演じた。たとえ銀行貨幣が主に口頭指図によって、それ故にもっぱら地元の

市場でしか流通しなかったとはいえ、良貨はせいぜい偶然にしか入手しえないことによって生ずる不便を克服する助けとなった。広範に使われている計算貨幣建てで記帳された、容易く振り替えられうる銀行預金すなわち請求権は、銀行券の先駆であった。」(Frederic C. Lane & Rein C. Mueller, *Money and Banking in Medieval and Renaissance Venice, Vol.1, Coins and Moneys of Account*, 1985, pp. 62, 64.)

こうした理解は、いち早く、わが国では1970年代に板倉讓治氏や横山昭雄氏らによって主張されていた。銀行業界に身を置かれた両氏の主張の先駆性は、注目される。「本来資金というものは銀行の貸出によって生まれるものであって、貸出がいくら増えても資金不足が生ずるものではなく、信用機構の中の資金需給は常に均衡しているというのが、『貸借機構の基本原則』なのであるということです」(板倉讓治『私の金融論—資金需給と金利水準のメカニズムに関する誤解と私見—』慶応通信, 1995年〔初出1971年〕, v頁)。「金融システム全体を考えると、まずなによりも市中銀行の対民間与信行動が、システム作動の始発点であると、考えたいと思う。・・・別な言い方をすればこの経済にあっては、銀行の与信行動が、そしてそのみが預金すなわちマネーサプライを生み、従って与信残高が、マネーサプライ残高に等しくなる。／このように銀行は主として企業に対して信用供与を行い、それに見合って自らの負債としての預金を生み出す。誤解をおそれずに言うならば、銀行はまさに“無から有を生み出すことができる”のであり、一般にこれを信用創造と呼んでいる。現代信用体系が作動するメカニズムは、まずはじめに与信ありきである、ということ強調しておこう。」(横山昭雄『現代の金融構造—新しい金融理論を求めて—』, 日本経済新聞社, 1977年, 27-28頁)。

ハイラーキーな通貨構造の頂点に位置する中央銀行通貨＝「国家貨幣」である「外生的貨幣 fiat money」を準備に民間銀行の信用創造が行われると考えるレイやベルらがよく引用する以下のミンスキーの議論は、言うまでもなく、彼等の貨幣論とは水と油である。外生的貨幣を準備に信用供与が行わねばならないならば、それは内生的信用貨幣供給と言いうるのだろうか。「貨幣は、銀行による融資活動の中で創造され、そして銀行が所有する負債証書

の約定が履行されたときに消滅するという点でユニークである。貨幣は正常な業務経過の中で創造され、そして消滅するのであるから、その発行額は資金需要に応じたものになる。銀行は、貨幣の貸し手が直面する制約に縛られない—銀行は貨幣を貸し付けるにあたって手元に貨幣をもっている必要はない—からこそ重要である。銀行がこのような伸縮性をもっていることによって、長期間にわたって資金を必要とする事業計画が、その資金を必要なだけ調達可能となるように手配することが出来る。銀行による貸付限度額の設定と関与は、資金所有と同然の機能を果たす。」(ハイマン・ミンスキー『金融不安定性の経済学—歴史・理論・政策—』, 吉野・浅田・内田訳, 多賀出版, 1989年, 309頁)。

ペイメント・システムが銀行業務の核心があり、それを土台に一覧払債務が創造され貸し付けられるという「貸借機構の基本原則」や「預金がマネーである」ことが明白になれば、信用貨幣が金準備や国家貨幣 (fiat money, ベースマネー) を準備に創造されるという銀行信用論の俗説や、銀行貨幣を「便利な代替物」といった誤解も問い直されるであろう。

ただケインズも『貨幣論』においては、信用貨幣について無からの信用創造という発想を持ってはいたようである。「受動的に創造された預金の一部は、それが自行の能動的に創造される預金の結果ではないときにもなお、他行の能動的に創造する預金の結果である。／ すべての支払が小切手で行なわれ現金がまったく用いられない国で、外部の世界とは何の関係も持たない封鎖的な銀行組織を創造し、さらにまた、このような事情のもとで銀行はすこしも現金準備を保有している必要を認めず、銀行相互間の債務は〔現金以外の〕他の資産の譲渡によって決済すると仮定するならば、それらの銀行が歩調を揃えて前進するかぎり、銀行が安全に創造し得る銀行貨幣の額には、何らの限界もないことは明らかである。」(ケインズ, 前掲書, 26-27頁)

しかし、ロジャーズ&ライムズによれば、ケインズのこのような理解、すなわち「貨幣は内生的であるというだけでなく、最重要点は、銀行制度は・・・何らの外生的貨幣を必要としない点にまで発展するという点である」, 「準備など存在しないのである。ベースもないのである」, さらには「ハイパワードマネーや fiat money は何等必要とされない点である」といった

理解は、『貨幣論』から『一般理論』への経過のうちに消え去ってしまったという。「『貨幣論』においては銀行業の純粹理論は名目的な外生的〈貨幣〉によって与えられるアンカーが消滅した世界に適用されている。『一般理論』ではケインズはこの点を曖昧にしている。なぜならば彼は multiple equilibria な理論を確立しなかったからである」(C. Rogers & T. K. Rymes, “The disappearance of Keynes’s nascent theory of banking between the Treatise and the General Theory,” in *John Smithin ed., What is Money?*, 2000, pp. 263-264, 257)。

イネスは、「銀行業についての問題のなかで、銀行券の本質についての議論以上に理解の混乱が見られるものはない。銀行券は一般に金の代理物であると考えられている」と嘆いている。信用貨幣を何らかの「便利な代替物」というケインズの理解も克服されねばならない。銀行口座の上に構築されたペイメント・システムこそがまず預金通貨を、そして小切手や銀行券をうみだしたのである。「貨幣が信用である」、「信用こそ貨幣である」という銀行信用のイロハが理解されないがため、「貨幣の発展を・・・民間・市場主導の対応」と見ていたはずのマルクス信用論者までもが、不換銀行券を不換国家紙幣と見做し、国家一辺倒の貨幣論に収斂し、他方、メタリストを厳しく批判してきたレイラ新表券主義者がメタリストと現代貨幣理解を共有する結果になっている。

イネス銀行貨幣論の意義はこれに止まらない。クナップの指摘にもあるように、銀行通貨は、「其通用性は一国領土内に制限」せられず、「国家を超越することさえ出来る」「自己発生的貨幣」である。それは「非国家的支払同盟」によって創造されたものであって、ここに「貨幣概念は拡大されているのである。」「信用が貨幣になる」ことによって、「私的な決済システムの成立」が、すなわち、「ソヴリン・マネーに取って代わり機能する独自のマネー・システム」が創出され、中世ヨーロッパでは「大陸規模で通用するプライベート・マネー」が生成、展開したことである。「主権者の支配から逃れる最も確実な方法は、相互信用の私的なネットワークを築くことだった。」「こうした私的な決済システムの創設が、現代の銀行業の原点となったのである。」

(フェリックス・マーチン『21世紀の貨幣論』、遠藤真美訳、東洋経済新報

社, 2014年, 150-151, 160, 164頁)

かくして、信用貨幣制度の生成は、ソヴリン・マネーを信用貨幣の小銭に貶めただけでない。さきにレインらが指摘しているように、国家の貨幣取引も新たに生成した信用貨幣制度の上でしか行い得なくなり、信用貨幣とソヴリン・マネーの優先劣後構造が形成されたのである。すでに明らかにした如く、民間商人資本が創り出した為替手形取引や信用貨幣制度の中でしか、国家の貨幣取引が遂行しえない事態のもとで、国家は、民間の債務証券の譲渡、債権譲渡、為替手形の流通性を裁判や法令で承認するだけでなく、預金通貨や小切手、銀行券等の銀行通貨での支払いを、債務者を最終的に債務から解放する社会的規範の存在を積極的に承認し、その発展を支援したのである。言うまでもなく、このような社会規範は国家によって初めて作り出されたのではない。クナップが言うが如く、既に存在する規範を国家が承認したのである。「簡単に解すれば此命題は、支払制度は統治的現象であると言う。」国家がそのような社会規範を法的にも承認することで、長期にわたって醸成されてきた社会規範、すなわち、信用貨幣が「債務者をその債務から免除する」ことを、国家が承認し、法規範にしたのである（拙稿「貨幣の世界システムの成立—資本主義的貨幣信用制度の起源—」、『立教経済学研究』第73巻第3号, 2020年1月参照）。

国家が民間の支払決済システム、信用貨幣制度に参入することによって強調されるべきいまひとつの重要な点は、「商業取引であろうが金融取引であろうが、それが市場での1ペンスの野菜の購入であろうが、政府による10億ドルのローンの発行であろうが、取引の原則はどれも同じである」ということである。イネスは言う。「古い信用が譲渡されるか、新しい信用が創造されるか、国家が、銀行が、あるいは農民が繁栄するか破滅するかは、原則が守られるか守られないかによる。すなわち、債務は、支払期日が来たら、同時に手元に持つ債権で清算決済されねばならないということである。」

(Innes, op.cit., p.404)

信用貨幣制度の下では、国家だけが債権債務関係の中で特別な位置にあるのではない。国家には財政的制約は内生的に存在しないといった認識は、内生的信用貨幣論においては成立しようがないのである。(中央銀行と国家の

関連については、以下の拙稿を参照されたい。拙稿「中央銀行—経済・国家・法の連関—」, 川合一郎編『現代信用論』上巻所収, 有斐閣, 1978年, 同「信用貨幣と国家—中央銀行の独立性への一視角—」, 『佐賀大学経済論集』第34巻4号所収, 2001年, 同「貨幣・中央銀行・国家」, 経済理論学会編『季刊経済理論』第45巻2号所収, 2008年)

こうした認識は、イネスが銀行準備や法貨規定を過度に重視する風潮に疑念を呈していることにも通じる。「イングランドでは cash in hand, 合衆国では reserves と呼ばれるもの, すなわち, 銀行が保有している法貨の量に, 当たり前の如く, 余りにも過度な重要性が与えられている。これは銀行の貸付能力や銀行の支払能力が銀行の準備の量に掛かっているというのが物事の当然な道理だと一般に考えられるようになってきているということだが, しかし, 実際, これはあまり明白で断言として宣言できるものではない。これら〈法貨 lawful money〉の準備は, 科学的な観点から述べるならば, 他の銀行資産よりとりわけ重要というわけではない。法貨準備は, 他の資産と同様に単に債権 (credits) である。準備が預金額の25%, 10%, 1%, あるいは1/4%であろうと, 銀行の支払能力に少しも影響しない。」(op.cit., p.404) 「おそらく法貨規定が硬貨あるいは銀行券の実際の, または明白な価値の維持にどれほど役立ったかを述べるのは困難であろう。・・・私に言える確かなことは, 財政が適切に行われている国では, 法貨規定のような法律は貨幣単位の維持にとって不必要であると思われる。」(op.cit., p.406) 「信用 credit の価値は, 何らの金や銀, あるいは信用の背後にある何らかの資産の存在に依存しているのではなく, もっぱら債務者の支払能力に依存しているのである。そして, 信用は, 債務支払いの期限が来た時, 債務者がその債務を相殺するに十分な債権を第三者にもっているかどうかに依存しているのである。もし債務者が彼の債務を相殺しうるだけの債権を保有していないか獲得しえていないならば, その時, そのような債務は彼が支払わなければならない債権者に対して何の価値もないのである。」(op.cit., p.393) 繰り返し, 強調するが, 「従って, 貨幣とは信用 credit である。信用以外の何物でもない。Aの貨幣は, Aに対するBの債務である。そして, Bが彼の債務を払うと, Aの貨幣は消え去る。これが貨幣の理論の全てである。」(op.cit., p.402)

ケインズやレイらの貨幣論の混乱を見るにつけ、軽視されてきたイネスやクナップの貨幣論の正確な理解が求められている。ここにイネスの論文を訳出して、読者の参考に供する。

【翻訳】

p. 377

近代政治経済学は、以下の基本的な理論に立脚している。すなわち、
原始の自然のままの状態では、人は物々交換によって生活していたし、生きている：

生活が複雑になるつれ、物々交換はもはや商品を交換する方法としてはうまく機能しなくなる。そこで、人々は合意に基づき、一般的に受領される、ある特定の商品を選び出す。すると、すべての人は自ら生産した物や与えるサービスと交換にその特定商品を受け取り、また、次に、それを他の人に手渡し、自分が欲する物やサービスを交換に受け取るのである：

かくて、この商品が「交換手段や価値の尺度」になる：

売買とは「貨幣」と呼ばれるこの媒介する商品と商品の交換である：

様々な多くの商品—家畜、鉄、塩、貝殻、干鱈、煙草、砂糖、釘、等—が、様々な時代や場所で、交換手段の働きをしてきた：

徐々に、金、銀、銅、とりわけ、金と銀の金属が、その固有の性質により他のいかなる商品よりもこの目的に適したものとみなされるようになり、これら金属は間もなく人々の合意に基づき、唯一の交換手段となった：

一般に認知された品位をもつこれら金属のひとつの一定重量が価値の基準となり、この重量と品質を保証するために特別な刻印をもった金属片の発行が政府の責任とされるようになった。そして、この金属片を偽造することは、犯罪とされ、厳しく罰せられた：

中世には皇帝、王、プリンスや高位の廷臣たちは、お互い張り合って悪鋳し、人々を騙していた。そのため、自分達の生産物の販売で一定重量の金や銀を入手していると思った人たちは、実際には少なくとも受け取っておらず、こうした状況の下では、金属貨幣の質の悪化や重量の減少がますます進むので、貨幣価値の減価、その結果引き起こされる物価の上昇といった深刻な弊

害がもたらされることになった：

近代になると、金属の使用を節約し、不断の現送を避けるために、「信用 credit」と呼ばれる機構が発展してきた。この工夫によって取引の度に一定重量の金属を手渡す代わりに、その支払を約束する証書が与えられるようになり、順調な場合には、約束証は金属それ自体と同じ価値をもつことになる。信用は金の代替物をみなされる。

かくて上記の理論は経済学者の間で広く受け入れられているため、何らの証明も必要としないほとんど公理であるかのごとく考えられるに至った。し p. 378

かしながら、これらの事実について、立証さるべき歴史的証拠がほとんど存在せず、実証に耐えうるものなのかといった批判的検証をも全くなされてこなかったという点で、経済学説の中で上記の原理ほど奇妙なものはない。

これらの学説は、大方はアダム・スミスの言説に依拠し、ホーマーやアリストテレスのいくつかの文章や未開の地域を旅した旅行者の著作で補強されたものと言えるであろう。しかし、商業史や古銭学の領域での近代の研究、とりわけバビロニアでの最近の発見によって、過去の経済学者には知りえなかった膨大な事実が明らかにされている。それらの証拠物件によると、上に見た学説は、どれひとつとして歴史的事実という確たる基礎をまったく持たず、まさに虚偽以外の何ものでもないことが明白となった。

まず、近代に貨幣として商品が使われた事例として、もっともよく引用されるアダム・スミスが挙げたふたつの事例の誤りから見てみよう。すなわち、スコットランドのある村での釘と、ニューファンドランドの干鱈の事例であるが、前者の事例は早や1805年の昔に出版された Playfair 版の『国富論』で、後者も1832年にフィラデルフィアで出版されたトーマス・スミス著 *An Essay on Currency and Banking* で、それぞれその誤りが指摘されている。ところが、これら著者がその誤りを明瞭に訂正しているにもかかわらず、奇妙なことにアダム・スミスの誤った見解が、今日に至るも相も変わらずくり返し語られている。

スコットランドの村では、商人は釘製造業者に生活用品や食料を売り、代金に出来上がった釘を受け取り、代金を清算していた。

ニューファンダランドの沿岸や大陸棚に頻繁に出かける漁民は、われわれ同様、貨幣の使用をよく知っているのだが、そこでは金属通貨を必要としないので、使うことはなかった。ニューファンダランドの漁業では、昔は定住するヨーロッパ人は居らず、漁業の時期だけ漁民がそこに出向いていた。漁業をしない人々は、漁民から鱈を買い取り、彼らに生活用品を売っていた。漁民は漁獲物を業者にポンド、シリング、ペンス建の市場価格で売却し、売上高を帳簿に記載し、その記載されている売上債権で購入した生活用品の代金を支払ったのである。未払いの債務残高は、イングランドやフランス宛の為替で支払われたのである。すぐ分かるように、ステープル商品である鱈が貨幣として使われることなどありえなかった。なぜなら、仮説に従えば、交換手段というものは、社会の全メンバーによって等しく受領されるものだからである。したがって、もし漁民が購入したものに鱈で支払うというなら、業者も鱈の買い取りに鱈で支払うといった、明らかにばかげたことになる。

アダム・スミスが釘や鱈といった具体的な通貨を発見したと信じていたこれらふたつの事例において、彼が実際に見出したものは、ただ、信用(credit)にすぎなかったのである。

したがって、穀物や煙草などを債務や税の支払いで受領させる様々な植民地の法律に関してもまた、これら商品は、すべての他の財の価値を尺度するタームとなる商品(商品貨幣—訳者)という経済的意味合いでの交換手段などでは決してなかった。それら商品は、貨幣で測られ、市場価格で受け取られていたのである。私の知る限り、このようにして受領される商品は言葉のいかなる意味においても、一般的な交換手段であると通常言われているような仮説の正当な根拠など存在しないのである。法律は、他により日常的な手段

p. 379

がないので、必要に迫られ、債務を清算する手段を債務者に与えたに過ぎないのである。おそらく、町から遠く離れ、通信手段も簡単に見つからないような田舎を除いては、そうした必要はそう度々起るとは考えられないであろう。

この問題についてこの種の誤解が生じたのは、貨幣の使用には必ずしも金属通貨が実際に存在することも、さらには、価値の金属標準の存在すらも必

要としない点を理解するのが難しいからであった。われわれは金の一定重量をもったドルやソヴリン金貨が貨幣の1ドルや1ポンドに相当するという制度に慣れ親しんでいるので、1ソヴリン金貨のない1ポンドや一定のよく知られた重量の1ドル金貨や銀貨のない1ドルが存在しうるといったことを容易に信じることができないのである。しかしながら、歴史の全体を通してみると、通常、「計算貨幣」と呼ばれている、商業貨幣単位に該当する価値の金属標準が存在しているといった証拠など存在しないばかりか、貨幣単位がひとつの金属貨幣あるいは金属のある重量に左右されていた貨幣単位なども決して存在していなかったという証拠は、山積みされている。即ち、ごく近代に至るまで貨幣単位はいかなる金属とも固定された関係になどなかった。事実、価値の金属標準というような実体もなかったのである。本稿のような小論において、この主張が根拠を置く証拠を大量に提示することは不可能であるが、ここできなうことは精々、ここ数年にわたる筆者の調査研究から導き出された結論の概要を提示することしか出来ないが、この問題を一層、追及したいと望まれる読者の方々には、詳細は遠からず出版する予定の著作を参照してもらいたい。

西側世界で知られている最も初期の硬貨は、古代ギリシャのものであるが、そのうち最古の硬貨は小アジア沿岸の植民地のもので、BC6-7世紀にまで遡る。金貨、銀貨、銅貨もあるが、最初期の硬貨はエレクトラムとして知られている金銀の合金である。これらの硬貨は、サイズや重量も様々で、ひとつとして同じものではなく、どのコインも額面価値をもってはいなかった。バークレー・ヘッド、レノーマント、ヴァスケス・ケイポ(Vazquez Queipo)、バベロン等の識者の多くは、ギリシャ各国の価値標準を発見しようと、これら硬貨を分類し試金したが、各国が採用している制度は異なっており、与えられている度量衡単位も若干の硬貨から計算された平均値にすぎず、またこれらの硬貨の度量衡もその平均値に近いといった程度である。いかなる制度にも適応しようのないコインが多くみられる一方で、少額のコインの想定される度量衡もそれが属する制度での度量衡に照応していない。われわれが知る最古の硬貨であるエレクトラムコインについても、合金の構成は驚くほど多様である。あるコインは金が60%以上含有しているかと思うと、出所が同

じと思われるコインが銀を60%以上含んでいたりする。この幅に合金の様々な構成が見られ、おそらく、決まった内在価値をもっていたとは思えないの
p. 380

である。古代ギリシャの銅貨が補助貨である点は、識者のすべてが同意するところであるが、その価値は重量に左右されてはいないのである。

明確に知られていることのすべては、ギリシャや幾多の国家は同一の貨幣標準、すなわちスターテル (stater) やドラクマ (drachma) 等を使いながらも、これらの単位の価値はそれぞれで大きく異なっており、その相対的価値も一定ではなかったことである。近代の用語をつかうなら、国家間の為替相場は、時期ごとに変っていた。実際、古代ギリシャには金属本位制の理論が成り立ちうるようないかなる歴史的証拠も見られないのである。

ギリシャのコインと異なり、古代ローマのコインは額面価値の明確な刻印をもっていたが、しかし、驚くべきことにその重量は極端に不規則であった。最古のコインはアス貨とその少額貨であるが、アス貨の重量は元々銅1ポンドで、常に12オンスに分割されるという伝統があった。しかしながら、ローマン・ポンドの重さは約327 1/2グラムで、古代ローマ造幣局についての偉大な歴史家であるモンゼン (Mommsen) が言うには、多数の現存コインのどれひとつとしてこの重量に近いものはなく、その上、鉛が多く混ぜ合わされていた。そのため、最初期のもののうちの最も重いコインには、銅を2/3ポンド以上、含有するものはなかったし、他方、アス貨の少額コインでは銅はより少なかった。B.C. 3世紀の時代になると、アス貨は4オンスを越えることはなく、B.C. 2世紀末までには半オンスあるいはそれ以下の重さとなっていた。

この数年のことであるが、新理論がHaerberlin博士により提起された。それによると、アス貨の元々の重量はローマン・ポンドではなく、約273グラムしかない“オスカン Oscan”ポンドで造幣されていたという。博士は理論を証明するために、非常に多数の額面の違うコインの重量平均を取った。その結果、確かに平均重量は彼が想定した標準にかなり接近したものとなったのである。ここで彼の平均値が得られたコインを見てみよう。1ポンドの重量があるはずのそれらアス貨の重量は、実際、208グラムから312グラムの開

きの間に広がっている。136.5グラムあるはずの半アス貨は94グラムから173グラムの開きが見られ、91グラムあるはずの1/3アス貨は66グラムから113グラムで、1/6アス貨は32グラムから62グラムである。他のコインも同様の状態である。しかしながら、このことから、元々ありそうにもないことだったし、信用するにはあまりにも少ない歴史的証拠に依拠しているだけの博士の理論を受け入れることは難しいと言わねばならないだけではない。そのように幅広い雑多な数値を示すコインの平均標準などというものを考えられるであろうか。だが、コインは、内在価値以下のレートでは流通できず、地金としての内在価値よりずっと高い名目レートで流通するものである。もしそうでないなら、後ほどの歴史が大いに証明しているように、コインは溶かされ地金として使われよう。一体全体、非常に大きな数値の幅がある標準コイン重量の用途とは、どういうことなのだろうか。メーカーの気まぐれで、1ヤードの長さが、時には2フィート6インチであったり、3フィート6インチ p. 381

ちであったりしたらどうであろう。また、1ポイントが時には2/3ポイントであったり、1ポイント半であったりしたらどうだろう。

最初は1/2オスカン・ポンドあったアス貨が時とともに次第に重量を減らしてきたと説明する Haebelin の独創的な仮説をここで論評する余裕はないが、これら二人の歴史家は、B.C. 268年頃から銅貨が単なる代用貨幣になり、重いコインも軽いコインもともに区別なく流通したことを認めている。

この頃までに、アス貨は重量が相変わらず区々であったが、固定した貨幣単位となっていた。しかし、以降、幾つかの単位、すなわち計算貨幣が導入されることになって、状況は複雑化する。古い *As Aeria gravis* 貨、あるいは時に *Libral As* 貨と呼ばれたものと同価値の銀貨である *セステルティウス* (*Sesterce*) 貨、すなわち *Numus* が同時に使われたのである。この新しいアス貨の価値は古いアス貨の2/5に等しく、*Sesterce* 貨と同様に銀貨の *デナリウス* (*Denarius*) 貨の価値は新しいアス貨の10個に等しく、したがって、*Libral As* 貨4つと同等であった(注、複数の計算単位の同時使用という現象は、後の時代にはよく見られる)。

Sesterce 貨の造幣は間もなく放棄され、ずっと後になって、青銅あるいは

は真鍮でできたトークンコインとして、断続的に造幣された。しかし、Sesterce は公定の計算単位として、A.D. 3世紀のディオクレティアヌス帝の治世まで使われ続けた。かくて、計算単位は、幾百年にも亘って様々な変更を被った造幣硬貨とは独立して、変わることはなかったという事実にご注目すべきである。

一般的にみて、例外もあるが、デナリ (Denarii) 銀貨は、その品位を10%にまで貶したネロ帝の時代までは良貨であった。その後の皇帝の下では、銀貨は混ぜ物が増え続け、銀はほぼ銅貨に近く、銅の上に銀の薄い膜を張ったものや、あるいは銅貨に刻印することで他の銅貨と区別するだけの、それでいて銀貨と呼ばれ続けるようなコインばかりであった。

デナリ (Denarius) 銀貨は内在的にその名目価値と等しいのか、そうでないのかという問いは、思弁に過ぎない。Mommeen (Mommsen?—訳者)によれば、50年後、デナリ銀貨の公定価値は、その実際の金属価値より1/3大きく、初めて造幣された金貨の公定価値は、内在価値より遥かに高く定められた。

とはいえ、コインの貶質にもかかわらず、デナリ貨 (Denarius) は計算貨幣として、Sesterce 貨と最初の価値関係を維持しており、Sesterce 貨が消滅してからも長く、その計算単位はそのまま残っていた。

金貨は帝政時代まではほとんど使われることはなかったが、しかし、通常、金属の品位は健全でも、平均重量は時代とともに減少し、量の低下は同じ皇帝の治世においてさえ、他のコインと同様に、かなり大きかった。例えば、
p. 382

アウレリウス帝の治世において、金貨の重さは3.5グラムから9グラムの幅があり、ガリエヌス帝の治世では4/5グラムから6 3/4グラムの幅があった。どの硬貨も同じもの同士では、重量の差は0.5グラム以上の差はなかった。

以上の考察から非常にはっきり言い得ることは、貨幣標準とは、硬貨の重量や、硬貨がつけられる材料とはまったく関係がないということである。硬貨の重量は絶えず変化するが、貨幣単位は数世紀にわたって変わらないということである。

古代ローマのコインに関連して銘記すべきことは、貶質したコインが明らかにトークンになってしまっている、それらがある一定重量の金や銀に相当することには何らの疑問もない。公衆はコインと交換に金あるいは銀を入手する権利など持ってはいなかった。それらコインはすべて法貨であったし、それらの受け取りを拒めば罰せられた。歴史的な証拠からも明瞭なことに、政府は金の公定価格を維持しよう努めていたが、金はプレミアム付きでしか入手できなかった。

古代のガリアやブリテンのコインは、形も内分も非常に様々であった。そして、それらはギリシャ、シシリー、スペインで流通していたものをモデルに作られたものなので、外国商人、たぶん、ユダヤ商人によって発行されたと思われる。ただ、いくらかは地元の部族長が発行したものと推測される。とにもかくにも、金属本位制など存在しなかったのである。多くのコインは、外国の金貨、銀貨の模倣されたものであるため、収集家によって金貨や銀貨と分類されていても、僅かな金しか含まず、いわゆる金貨と言われていても金貨と言えるほどのものではなく、銀貨もほとんど銀を含有していなかった。金銀鉛錫のすべてが含まれていた。またどれひとつとして、コインには額面が記されることはなく、分類は全くの推測にしかすぎず、コインはトークンにすぎない点については何らの疑いもないのである。

フランク族の王たちが統治した300年間 (A.D. 457-751年)、コインの使用は大いに発展したが、形も品位もまったく区々であった。貨幣単位はソル Sol すなわちスー Sou であった。一般にコインはスーか、スーの1/3のツリアン Triens に相当し、計算のためスーは12デナリ Denarii に分割された。コインはあらゆる種類の金と銀の合金で、ほとんど純金からほとんど純銀まで様々であった。若干の銀貨は金メッキされているものもあった。コインは、王自身によって、あるいは様々な行政官、宗教団体によって、町やお城や軍隊の野営地で、さらには商人、銀行家や宝石商らによって発行されていた。実際、この時代を通して、コインの発行は完全に自由で、いかなる公的な規制からも自由であった。さらにこの時代には通貨に関して一片の法律も見られず、それでいて、いかなる混乱も聞かれなかった。

明らかに、あらゆるコインは代用貨幣 tokens で、重量やあるいは品位が

重要であるとは見なされていない。重要なのは、その上に見られる発行者の名前とそれを見分けるマークであった。

p. 383

私は、造幣技術発生の当初から、価値の金属標準といった証拠など存在しないことを示すために、古代からのコインの製造について簡単に概観してみた。しかし、その後の歴史、とりわけ、大革命に至るフランスのコイン造幣についても、1点の曇りもなく言えることは、価値の金属標準といったものがなかったことであり、これは全く根拠の欠いた科学的理論を主張するものではないということを、誇張なしに言える。本稿では私はほぼもっぱらフランスの歴史に限定してはいるが、他国の歴史においても私の主張を論破するものは何ら見られない—実際、イングランド、ドイツ、イタリア、さらにはイスラムや中国の歴史についてわたしが知るかぎりでは、私の主張を詳細に立証している—が、貨幣問題の特徴的な現象は、フランスではとりわけ明瞭で、他国に比べ、古い記録の中に豊富な証拠がより多く見られる。その上、フランスの歴史家たちは、私の知る限り、他国の歴史家よりも貨幣の歴史により多くの注意を払ってきた。かくして、われわれはフランスの歴史から、貨幣単位と、商業と造幣の相互の関連について、とりわけ明瞭で的確な説明を得ることができる。しかも、貨幣の原理と商業の方法は世界中で異なるわけではないので、したがって、研究のためにどこの国の歴史を選ぼうとも、われわれは同じ結論に至るであろう。

フランスの近代貨幣史は、8世紀末のカロリング王朝の成立にまで遡らなければならない。スー Sou とその12分の1のデナリウス Denarius すなわちデニエ Denir は、計算貨幣として使われ続け、その後、20スーからなるより大きな金額で最上位の単位であるリーブル Livre が付け加えられ、これらの貨幣単位は1789年の大革命に至るまで永く残ることとなった。20シリングと240ペンスに等しいイングランドのポンドは、リーブルとその区分に照応するもので、イギリスの制度はフランスから由来したのである。

フランスのコインに詳しい歴史家ル・ブラン Le Blanc は、貨幣名リーブルが元々銀1ポンドの重さであったと断言しており、後世の学識者も彼の主張に追随している。丁度同じように、イングランドの歴史家たちもイングラ

ンドの貨幣名ポンドが銀の1ポンド重量であると言うのと同様である。彼は幾つかの事柄を引用することで自己の主張を証拠立てているが、それらの引用は必ずしも彼が付与した意味をもってはいないし、また、彼の主張を支える直接的証拠も存在しない。まずはじめに、1リーブルに等しいコインは決して発行されることはなかっただけでなく、カロリング王朝時代以降もずっと長い間、1スー sou に相当するコインもなかったのである。(＊13世紀のグロ・ツルノワ貨 Gros Tournois はあるが、これすらスーと同じ価値を長く留めることはなかった) われわれの知るかぎり、その当時の唯一のコインはデニエ denier 貨で、デニエは固定された価値1デニエをもってはいたが、その通用価値は不明であった。デニエという語は、イングランドのペニーと同じように、コインに使われるとき、価値に言及されることもなく、たびたび一般的にただコインを意味するにすぎず、多数の異なった価値のコインも、デニエと呼ばれていた。その上、当時のデニエ貨は重量が区々で、ある程度、p. 384

品位もそうであった。当時の資料から明確に知りうることは、商業に使われる重量リーブルのタームでさえ、いかなる意味でもただ一つの重量と一致することもなく、様々な社会でさまざまな重量をもつ単位名に過ぎなかった。貨幣名のリーブルと重量名のリーブルが同一であると立証したいという欲求が、根拠もないままによく知られた考えに結びつけられたのであろう。この点について、われわれは何も知っていないが、その後、知りえた確かな事実は、貨幣のリーブルやポンドは、銀のリーブル重量やポンド重量と決して等しいものではないということである。確実に言えることはフランスのソルやデニエ、イングランドのシリングやペニーは、リーブル貨やポンド貨が使用されるはるか以前から計算単位であったことである。したがって、それらを銀の重量に関連させることはできないのである。

カロリング王朝のコインについて確実に知られていることは、ただふたつのことに過ぎない。まずはじめに、造幣が発行者に利益をもたらしたことである。王が臣下の一人に造幣の特許状を与えた場合、それから生まれる利潤と報酬の権利を与えるとはっきりと述べられていた。第二は、公衆にコインを受け入れさせるのは、様々な時点でかなりの困難に遭遇したことであり、

そこである王様は彼がつくったコインを拒めば犯罪であることを明確にする方策を採用したことである。受領を拒まれたコインは赤くなるまで熱せられ、犯罪者の額に押し付けられたのである。「消し去ることのできないであろうから、人々は彼を見て、はっきりとその者の罪を認識する」ようにしたのである。貨幣単位名と同じ重量の金属でコインを造れば、利潤が出るよりも損失が発生する。とは言え、重量不足のコインを公衆に受け入れさせるために、おぞましいこのような刑罰が必要になったと考えることなどできない。コインが額面価値を下回っていたに違いないことは実際、確かなことであるし、それゆえに古代のコインと同様に、それらはトークンであった。とは言え、この王朝の王たちはコインの重量と品位には注意を払っていたことを示す証拠が残っている。そして、この事実がコインの通用価値が重量と品位に依存しているという理論があたかも真実であるような装いを与えたのである。しかし、われわれは古代ローマの造幣所にも重量と品位への同様な矜持を見出す。また、造幣に卑金属が使われるようになった後の時代にも、コインの通用価値に何らの影響もないにもかかわらず、重量や品位、さらにはデザインに注意深い配慮を払うように造幣局長官から同様に指示がなされていた。コインの品質が重要であったのは、他のいかなる理由よりも、公衆が本物と偽物とを区別しようということのためであった。

A.D. 987年のカペー王朝成立以降、造幣や支払方法をめぐる情報は、常によく知られるようになった。貨幣問題の理解に絶対に必要不可欠な情報の宝庫が、近代フランスの歴史家らの研究によってわれわれに提供された。にもかかわらず、残念なことには、経済学者らはこれらの知識を無視続けてきた。その結果、彼らの議論は歪曲された歴史的事実に基づくこととなり、金属本位制の實在という信念が、ただこれらの歴史の誤解によってのみ維持され続けたのである。

p. 385

封建時代を通じて、造幣の権利はただ国王だけのものではなく、封建領主たちの特権でもあった。そのため、王が発行するもの以外に、王の臣下や高位の聖職者によって、重量、額面、品位、形も違う80もの様々なコインが、互いにまったくバラバラに発行されていた。そのため、同時に20以上もなる

貨幣制度があったのである。それぞれすべてがリーブルとその下位単位のソルやデニエを使っていたのだが、それぞれのリーブルの価値はフランス各地で異なっており、したがって、その区別のため、livre parisis とか、livre tournois とか、livre estevenante 等々といった別々の名前と呼ばれていた。そして、これら20以上のリーブルの価値はすべてお互いに異なっており、しかも時とともに互いの価値関係も変化した。かくて、13世紀前半に livre tournois とほぼ同価値であった livre de tern の価値は、1265年には tournois の1.4倍、1409年には1.5倍、そして1531年以降から消滅するまでは2 tournois に等しかった。13世紀初め、livre tournois の価値は、livre parisis の0.68倍であったが、50年後、parisis の0.8倍であった。すなわち、5 livre tournois は4 livre parisis に等しく、このレートで固定されたようである。これらふたつの単位は、公的勘定で共に使用されていたのである。

ウーグ・カペ Hugues Capet の時代から1638年のルイ14世の時代まで、ほぼすべての硬貨は卑金属からできており、ほとんど銀は半分以下しか含まれていなかった。1226年の聖ルイ王の即位以前の少なくとも2世紀の間、おそらく、王国全体に良質な銀貨はひとつとしてなかった。

かくていまや封建時代のフランスの財政について最も顕著な特質を知ることになる。そしてそれは、コインの貶質に関して歴史家たちによる根拠なき非難を引き起こした明白な事柄である。コインは額面価値をもたず、ただ Gros Tournois, Blanc a la Couronne, Petit Parisis といった様々な呼び名をもっていた。コインの発行価格は自由最慮で決められ、貨幣が払底すると、王は「貨幣を動かす」(“mua sa monnaie”)という言葉が意味するように、コインの名目価格を引き下げる勅令を發布した。これは、人々に黙認された課税のまったく巧妙な方法であった。彼らは丁度、国王が他の課税方法を乱用した時と同じように、コインの通用価値の引き下げが頻繁に繰り返される時にのみ不満を口にした。この課税制度がいかに機能したかは、後に説明しよう。さしあたり銘記すべき重要な点は、コインの通用価値の変更が価格に影響しなかったという事実である。この点は近代の学者のよってたびたび立証されている。

特にフィリップ秀麗王やジャン善良王等の幾人かの王たちは、絶え間ない

戦争で国庫を常に払底させていたので、繰り返しこの方法で貨幣の通用価値の切り下げ（'crying down'）や、新たなコインを発行し、さらにその通用価格を切り下げたりして、この制度を著しく乱用した。こうした状況では、コインには安定した価格など存在せず、時には日々、変動し、あるいは一般的

p. 386

には非常に頻繁に変動する市場価格で売り買いされていたのである。コインの通用価格は常に、その内在的価値を上回る名目価格で発行され、その差額はその都度異なっていた。金貨の名目価格と銀貨の名目価格との間には固定したレートなどもなかった。そこで与えられた通用価格から金銀比価を計算しようとした歴史家たちは、その結果に驚くのである。すなわち、比価は14か15対1またはそれより大きかったり、また金貨と銀貨の通用価値がほとんど同一である時もあった。

事実、公的通用価値は全く恣意的で、コインの内在価値と何ら関係がなかったのである。実際、王がコインを最低の名目価値にまで引き下げたかったら、勅令を出し、コインを地金価値でしか受け取らないとすればよかった。時には、コインの通用価値の変更を告げる多数の勅令が発布されたので、専門家以外の誰一人として、様々な時期に様々な発行されたコインの通用価値がいくらであるかを言うことができなかった。また、そのためコインは著しく投機的な商品になっていた。リーブル、ソル、デニエといった貨幣単位は、コインとはまったくの別もので、コインの通用価値の変動は、貨幣単位に何ら影響しなかった。ただ、通貨価値の変更（"mutation"）の制度を乱用するに至った状況は、以下で見るように、貨幣単位の価値低下を引き起こすこととなった。

しかしながら、国王がコインの重量や品位を減らすという意味でのコインの改悪を故意に行っていたと一般に言われているようなことは、何ら根拠がない。反対に、13世紀末にかけて、財政の安定は幾分、造幣の均一性に依存しているとの意見が広がった。この考えは、当時、有名だったニコル・オルスム（Nicole Oresme）という人物の論説が公表されて以来、広がっていった。彼は内在価値通りではないにしても、少なくとも、それとあまりかけ離れていないレートで、金貨銀貨を適切な比率で発行する造幣制度を正しく運

用することの重要性を立証するために執筆した。彼はコインの通用価格を固定することをとりわけ重視したのであった。

賢明で慎重な財政家であった聖ルイ王（1226-1270年）の治世は非常に繁栄した時代であったが、その後の混乱した治世では、貨幣の購買力は急激に低下した。人々は価値低下した貨幣を“faible”（「弱体化した」）と言い、聖ルイ王の「強い通貨」（“fort monnaie”）を懐かしみ、騒ぎ立てた。造幣局によって払い出される時には銀価格は高騰し、あらゆる新しい貨幣の発行の度にコインの通用価格を以前より引き上げねばならなかった。恐らくオルスムの教義に影響されて、王の顧問たちは、一般的な物価上昇の秘密は、実は銀価格の上昇にあるのだと信じた。それゆえ、悲惨な状況が広がり無視できないほどになった時、強い貨幣“fort monnaie”に戻るべき施策が次から次に試みられた。すなわち、銀価格の引き上げ、含有銀量にくらべて低い通用価格のコインの発行、同様な比率で既存コインの名目価格の引き下げ等である。

p. 387

しかし、価格は依然上昇し続け、人々は自らコインに公定価格を越えるレート（“cours volontaire”）を与えたのであった。王たちは勅令を発し現状へのいら立ちを露わにした。そこでは“forte monnaie”の再導入と、市場でのコインの通用価格の低下、さらにはただ公定価格での通用を断固として命じたのである。商人たちは勅令を守らなければ、厳しい刑罰を課すと脅迫されたのであるが、王が脅かすと、混乱は一層悪化し、市場は沈滞した。

意図が良くても誤った政策の遂行が不可能になると、国王らは勅令を廃するか、死文化するに任せる以外になかった。

銀価格引き下げ策による「強い貨幣“forte monnaie”」への回帰の試みで最も有名なのは、財政問題でニコル・オルスム Nicole Oresme の弟子のシャルル5世が導入したものである。驚くべき程の熱意でもって、彼は上記の中心的政策を推し進め、高騰する地金価格を元の価格に引き戻そうとした。地金価格は名目価格よりも高騰したため、コインが流通から消え去ったので、王は臣下らと共に、すすんで銀器を造幣局に差し出した。他方、フランスでの流通を目論んで、彼のコインを偽造し、価値の低いコインを製造する近隣

の諸侯を破門するように、法王に訴えもした。彼は治世の16年もの間、執拗にこの政策を推し進めたが、試みは失敗に終わり、彼が亡くなると、政策は放棄され、大いに歓迎された。一般に、通貨改革の試みが人々に最大の抵抗を呼び起こしたということは、奇妙なことである。(注。奇妙というのは、すなわち、貨幣金属説を信奉して居る人々にとってはという意味である。ここで説明する余裕はないが、事実は単純なことである。) 実際、そうした貨幣改革は、パリで激しい暴動を引き起こし、その鎮圧に極めて困難を伴わねばならなかった。

課税目的のために貨幣の通用価格を恣意的に変更する制度は、フランスに限られたことでなく、ドイツの至る所でも広く見られた。一方、われわれがフランスの通貨で見たその他の現象も、すべての商業国家や都市で見られる。すなわち、(1)内在価値を上回るコインの恣意的な通用価値、(2)コインの安定した通用価値の欠如、(3)貴金属の価格上昇を抑えようと、あるいは人々が政府の決めたコインの通用価格以上、あるいは以下の価格の付与を止めさせようと奮闘する政府の努力、(4)その試みの失敗、(5)現地通貨よりも価値の低い外国コインを国内で流通させない努力、(6)政府の健全な意図の裏をかき、政府が発行した良貨が不思議にも消失し、常に貨幣の欠乏を引き起こそうとする何らかの秘密の悪のエージェンシーがいるという信念、(7)悪の実行者を探す無駄な努力と同様に、コインや地金の輸出を阻止せんと港で行なわれた無駄な監視。フランスだけでなく、イングランド、ドイツ諸国、ハンブルグ、

p. 388

アムステルダム、ヴェニス歴史には、至る所でこうした様々なことが見られた。これらの国や都市のすべてで(たとえ、貨幣単位がコインと同じ名称をもっている)、貨幣単位はコインとは別のものであり、コインの通用価格はいかなる法令にとらわれることもなく、貨幣単位で価格が付けられ、貴金属価格の明らかに間断のない変化にかなり関連して変動していた。18世紀のアムステルダムやハンブルグではコインの取引価格リストが短い周期で公表され、取引所(Bourse)に貼り出された。取引所は各々の都市で流通する内外のコインの現在価格を、貨幣単位建て—アムステルダムではフローリン、ハンブルグではターレル。両者は純粋にイマジナリーな貨幣単位である—で

与えていた。これらのコインの価値は日々変動しており、もっぱらその重量や品位にのみ依存していたわけでなかった。同様な重量や品位をもったコインも、それぞれが属する国ごとで、異なった価格で流通していた。

ごく最近に至るまで、イングランドやフランスでは標準コインと、他のすべては標準の加除部分を表す補助貨であるトークンが存在するといった考えは決してなかったということを、銘記すべきである。まさに全く逆に、良貨であろうが悪貨であろうが、すべては法の規定通りに等しく法定通貨 (good tender) であった。まさに古代ローマ時代に於けるように、価値以上のコインに替わって金やあるいは銀を支払う義務はなかったし、誰にもそのような権利は与えられることはなかった。若干のコインの内在価値がその名目価値と同等かあるいは超える唯一の理由は、貴金属の価値が絶えず上昇するか、あるいは (同じ結果になるのだが)、貨幣単位の価値を絶えず引き下げるからである。

封建時代のフランスと18世紀の北アメリカとの状況の違いほど大きな差異を想像するのは難しいかも知れないが、古いフランスと合衆国の植民地時代や独立後すぐの時期の新世界の貨幣状況をくらべると、ある面では非常によく似ていて興味深い。フランスではリーヴルが使われたように、アメリカではポンドが使われていた。ポンドはすべての植民地やその後の時代でも、全米での貨幣単位であったが、しかしその価値はすべての場所で同一ではなかった。たとえば、1782年にドル銀貨の通用価格は、ジョージアでは5シリング、ニューヨークでは8シリング、ニューイングランドでは6シリング、サウス・カロライナでは32シリング6ペンスであった。

しかし、これら様々なポンド貨のどれかひとつのコインと固定した関係をもったコインはどれひとつとしてなかったのである。その結果、アレキサンダー・ハミルトンが造幣局設立の報告書を認めた時、以下のように断言している。計算単位がなんであるかを言うのは易しいが、「コインにおける単位として何が想定されているのかを明白に述べるのは、同様に容易いわけではない。」彼が言うように、この点については公式の規則がないので、ただその施行慣行から推測することができるだけであった。全体として、単位の性格をもっとも良く表わすコインは、スペイン・ダラーであった。しかし、彼

自身が認めているように、スペイン・ダラーに好感し述べた議論の意義は、以下のように説明することで失われてしまった。すなわち、「コインの金属内容はその重量や品位に従って定まった、あるいは標準的な価値をもっているのではなく、重量や品位に関係なく、個数で流通することを認められてき

p. 389

たのであった。」この流通のあり様に困惑し、実際、金が両金属のうち変動がより少ない金属であると見て、ハミルトンはどちらの貴金属を将来、合衆国の貨幣単位に結びつける（“annexed”）のがいいのかを決めかね、最終的には単一金属本位ではなく、金銀複本位制度の設立の結論に至った。しかしながら、複本位制はうまく機能しなかったのである。

いまひとつ、商業に関係して常識的に言われていることで間違っていることは、近代になって貨幣を節約する工夫として、信用と呼ばれる方法が導入され、この方法が導入されるまでは、あらゆる売り買いはキャッシュ、すなわちコインで行われていたというものである。注意深く調べてみれば、実際の慣行はまったく逆であった。昔は、現在と比べても、コインは商業では遙かに小さな役割しか演じていなかったのである。実際、コインの量はあまりにも少なく、王家や身分の高い人々の必要すら十分に満たすことはできなかった。そこで、彼らは一様に少額の支払い用に、さまざまな種類の名目貨幣（tokens）を発行していたのである。このように硬貨はそれほど重要ではなかったので、王は時々、造幣や再発行のために、コインを回収することを厭わなかった。そうしたからと言って、商業が停滞するということもなかったのである。公衆にコインを売却するといった近代のやり方は、昔はまったく知られていなかった。造幣局は金属を買い上げ、コインは王によって政府経費の支払いに支出されていたのである。その大部分は、当時の文書によると、王の兵士への支払いに充てられていた。非常に理解しがたいことのひとつは、貴金属に支払われたフランスの造幣局による価格は、たとえ同じ日であっても、極端に違っていたことである。何時でもというわけではないが、たびたび価格は金属の市場価格と関連がなかったという事実が、記録されている。それらの記録には、価格が何に基づいているのかを示すものは何もなかったのである。恐らく考えられる説明は、金銀の売買が国庫の大債権者で

ある非常に少数の銀行家たちの手に握られており、造幣局が行う貴金属の売却が内に金融取引を含んでおり、その取引によって、債務返済の一部が金属の法外な価格の偽装の下で行われていたというものである。

イングランドやフランスでは、(私が思うにすべての国で) 14世紀よりはるか以前より民間でも大量の名目貨幣 (tokens) が使われていた。政府は常にその使用を躍起になって止めようとしたが、成功することはなかった。その使用が抑制されたのは、イングランドや合衆国では19世紀もかなり経ってからであった。われわれは造幣硬貨を政府が独占する現在の制度に慣れてしまっているのだから、造幣は政府の主要な機能のひとつとみなすようになり、もしこの独占が破られるならば、何らかのカタストロフィーが起こるだろうという教義をわれわれは信じ切ってしまう。このような考えは、全く歴史的根拠を欠いている。中世の政府が造幣硬貨の独占を確立しようと繰り返し試みたのは、フランスでは臣民のためを思う親心からでは決してなく、一部は便利で、尚且つ一般に公衆から十分な信頼を得ている (何時もというわ p. 390

けではないが)と思われる民間のトークンを抑制することで、民衆が小売り取引の必要な手段として、たびたびの通用価格の変更で常に人気があるわけでもない政府コインを、より広範に使用せざるを得なくすることや、また、他方では、卑金属トークンの大量の流通が幾分、貴金属価格を上昇させ、あるいは、むしろ造幣硬貨の価値低下を引き起こしがちであると信じられていたからである。丁度、現代のエコノミストらが、今日のトークン貨の価値はその発行額を厳格に制限することによってのみ維持されると教えているのと同じである。

近代において、民間のトークン貨の使用が消滅した理由は、法のより効果的な施行によるというよりも、ごく自然な事柄によるところが多い。財政の改善によりコインがかってなかったほどの安定を獲得し、公衆もコインを信頼するようになったからである。政府の広範囲にわたる努力の甲斐あって、政府発行のトークンは民間のトークンには見られないほど広く流通するようになり、かくして、政府トークンは公衆の評価において民間のものに取って代わったのである。少額の支払いのためのトークンを欲しがる人々は、政府

からそれらを安心して買入れることにしたのである。

かくして、コインが安定した価値をもたず、時には数世紀にもわたって金や銀の造幣硬貨が見られず、ただ様々な品位の卑金属硬貨しかなく、しかも硬貨の種々の変更が価格に影響せず、さらに硬貨が商取引でなら大きな役割を果すことなく、貨幣単位が硬貨とは別ものであり、金や銀の価格がその貨幣単位で常に変動していたことが真実であるとするならば（こうした所説に誤りが無いことは、歴史的な証拠によって大いに明らかにされているところであるが）、貴金属が価値の標準でありえなかったし、それらが交換手段でもなかったということは明白である。すなわち、売買とは、商品と一定重量の普遍的に受け取られる金属との交換であるという理論は、事実とは言い難いであろう。したがって、販売と購買の性格や、商品が明らかに交換されるものである貨幣の性格について、われわれはいまひとつの説明を求めなければならない。